

政令第 号

環境影響評価法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、環境影響評価法の一部を改正する法律（令和七年法律第七十三号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

環境影響評価法の一部を改正する法律の施行期日は、令和九年四月一日とする。